

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 :

製品名称 : 塩化ニッケル(II)六水和物 (国産1級)

製品番号 (SDS NO) : D003651-3

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 : 試験研究用

供給者の会社名称、住所及び電話番号

供給者の会社名称 : 国産化学株式会社

住所 : 東京都中央区日本橋本町3丁目1番3号

担当部署 : 品質保証部

電話番号 : 0120-81-5930

FAX : 0120-11-5930

e-mail address : cs@kokusan-chem.co.jp

緊急連絡先電話 : 0120-81-5930

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類、GHSラベル要素

GHS分類

健康に対する有害性

急性毒性(経口): 区分 3

呼吸器感作性: 区分 1

皮膚感作性: 区分 1

発がん性: 区分 1A

生殖毒性: 区分 1B

特定標的臓器毒性(反復ばく露): 区分 2(肺)

環境有害性

水生環境有害性 短期(急性): 区分 3

(注)記載なきGHS分類区分: 該当せず/分類対象外/区分外/分類できない

GHSラベル要素



注意喚起語: 危険

危険有害性情報

飲み込むと有毒

吸入するとアレルギー、喘息または、呼吸困難を起こすおそれ

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

発がんのおそれ

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ

水生生物に有害

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 環境への放出を避けること。
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。
 取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。
 保護手袋を着用すること。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 指定された個人用保護具を使用すること。
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

応急措置

気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。
 呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 皮膚に付着した場合：多量の水/適切な薬剤で洗うこと。
 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 口をすすぐこと。
 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。

廃棄

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：

化学物質

化学的特定名：塩化ニッケル(II)六水和物

慣用名又は別名：二塩化ニッケル六水和物、塩化第一ニッケル六水和物

成分名	含有量 (%)	CAS No.	化審法番号	化学式
塩化ニッケル(II)・六水和物	96≤	7791-20-0	1-242	Cl ₂ H ₁₂ NiO ₆

危険有害成分

安衛法「表示すべき有害物」該当成分

塩化ニッケル(II)・六水和物

安衛法「通知すべき有害物」該当成分

塩化ニッケル(II)・六水和物

化管法「特定第1種指定化学物質」該当成分

塩化ニッケル(II)・六水和物

4. 応急措置

応急措置の記述

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。

皮膚(又は髪)に付着した場合

皮膚に付着した場合: 多量の水/適切な薬剤で洗うこと。

皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合: 医師の診察/手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

直ちに医師に連絡すること。

応急措置をする者の保護

救助者はゴム手袋と密閉ゴーグルなどの保護具を着用する。

5. 火災時の措置

消火剤

適切な消火剤

周辺設備に適した消火剤を使用する。

この製品自体は燃焼しない。

特有の危険有害性

加熱すると容器が爆発するおそれがある。

火災によって刺激性、有毒及び/又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

消火水や希釈水が汚染を引き起こすおそれがある。

消火を行う者への勧告

特有の消火方法

関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

関係者以外は近づけない。

回収が終わるまで十分な換気を行う。

適切な保護具を着用する。

環境に対する注意事項

上水源、河川、湖沼、海洋、地下水に漏洩しないようにする。

下水、排水中に流してはならない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

掃き集めて、容器に回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

(取扱者のばく露防止)

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

(局所排気、全体換気)

排気/換気設備を設ける。

(注意事項)

皮膚に触れないようにする。

眼に入らないようにする。

安全取扱注意事項

保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用すること。

塩化ニッケル(II)六水和物 (国産1級), 国産化学株式会社, D003651-3, 2024/04/26

保護手袋を着用すること。
指定された個人用保護具を使用すること。
取扱い後は手、汚染箇所をよく洗う。
取扱中は飲食、喫煙してはならない。

衛生対策

取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
取扱い後はよく手を洗う。

8. ばく露防止及び保護措置

管理指標

管理濃度及び濃度基準値

(塩化ニッケル(II)・六水和物)
作業環境評価基準 0.1mg-powder Ni/m³

許容濃度

(塩化ニッケル(II)・六水和物)
日本産衛学会(2011) 0.01mg-Ni/m³ (水溶性化合物); 0.1mg-Ni/m³ (水溶性でない化合物)
(塩化ニッケル(II)・六水和物)
ACGIH(1998) TWA: 0.1mg-Ni/m³(I) (肺損傷; 鼻腔がん) (可溶性化合物)
TWA: 0.2mg-Ni/m³(I) (肺がん) (不溶性化合物)

ばく露防止

設備対策

排気/換気設備を設ける。
洗眼設備を設ける。
手洗い/洗顔設備を設ける。

保護具

呼吸用保護具

呼吸用保護具を着用すること。
換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋を着用する。

眼の保護具

側面シールド付安全メガネまたは化学品用ゴーグルを着用する。

9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

物理状態: 結晶

色: 黄緑色～緑色

臭い: 知見なし

融点/凝固点: 知見なし

沸点又は初留点: 適用外

可燃性(ガス、液体及び固体): 不燃性

引火点: 知見なし

pH: 知見なし

溶解度:

塩化ニッケル(II)六水和物 (国産1級), 国産化学株式会社, D003651-3, 2024/04/26

水に対する溶解度：約1000

溶媒に対する溶解度：アルコール：約1000

10. 安定性及び反応性

化学的安定性

通常の保管条件/取扱い条件において安定である。

潮解性がある。

避けるべき条件

加熱

危険有害な分解生成物

塩素化合物

11. 有害性情報

毒性学的影響に関する情報

急性毒性

急性毒性(経口)

[製品]

区分 3, 飲み込むと有毒

[成分データ]

[日本公表根拠データ]

(塩化ニッケル(II)・六水和物)

male rat LD50=175mg/kg (NITE初期リスク評価書, 2008)

労働基準法: 疾病化学物質

塩化ニッケル(II)・六水和物

局所効果

皮膚腐食性/刺激性

データ不足のため分類できない。なお、塩化ニッケル・無水物(CAS番号 7718-54-9)では、動物を用いた試験データはないが、ヒトにおける刺激性閾値として、塩化ニッケル水溶液濃度が閉塞系で1%、非閉塞系で10%としている(EHC 108(1991))と、EU DSD分類において「Xi; R38」、EU CLP分類において「Skin Irrit. 2 H315」に分類されていることから区分2に分類されている。

呼吸器感作性又は皮膚感作性

呼吸器感作性

[製品]

区分 1, 吸入するとアレルギー、喘息または、呼吸困難を起こすおそれ

[成分データ]

[日本公表根拠データ]

(塩化ニッケル(II)・六水和物)

cat. 1; 産衛学会勧告, 2013

皮膚感作性

[製品]

区分 1, アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

[成分データ]

[日本公表根拠データ]

(塩化ニッケル(II)・六水和物)

cat. 1; 産衛学会勧告, 2013

生殖細胞変異原性データなし

発がん性

塩化ニッケル(II)六水和物 (国産1級), 国産化学株式会社, D003651-3, 2024/04/26

[製品]

区分 1A, 発がんのおそれ

[成分データ]

[日本公表根拠データ]

(塩化ニッケル(II)・六水和物)

cat. 1A; IARC Gr. 1 (IARC vol. 100C, 2012 et al.)

[IARC]

(塩化ニッケル(II)・六水和物)

Group 1: ヒトに対して発がん性がある

[ACGIH]

(塩化ニッケル(II)・六水和物)

A1(as Ni)(1998): 確認されたヒト発がん性因子

[日本産衛学会]

(塩化ニッケル(II)・六水和物)

第2群B: ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質

[EU]

(塩化ニッケル(II)・六水和物)

Category 1A; ヒトに対する発がん性が知られている物質

生殖毒性

[製品]

区分 1B, 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

[成分データ]

[日本公表根拠データ]

(塩化ニッケル(II)・六水和物)

cat. 1B; NITE初期リスク評価書, 2008

催奇形性データなし

特定標的臓器毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

[製品データ]

データ不足のため分類できない。なお、塩化ニッケル・無水物(CAS番号 7718-54-9)ではラットの経口投与試験においてガイダンスの区分2に相当する430 mg/kg(雄)、529 mg/kg(雌)の用量で「興奮、運動量の増加に続き、神経系の機能低下を起こした。」とある(ECETOC TR33(1989))ことから区分2(神経系)に分類されている。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

[製品]

区分 2, 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ

[成分データ]

[区分2]

[日本公表根拠データ]

(塩化ニッケル(II)・六水和物)

肺 (NITE初期リスク評価書, 2008)

誤えん有害性データなし

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性

[製品]

区分 3, 水生生物に有害

塩化ニッケル(II)六水和物 (国産1級), 国産化学株式会社, D003651-3, 2024/04/26

[成分データ]

水生環境有害性 短期(急性)

[日本公表根拠データ]

(塩化ニッケル(II)・六水和物)

魚類(メダカ) LC50=11mg/L/96hr (環境省生態影響試験, 2006)

水生環境有害性 長期(慢性)

[日本公表根拠データ]

(塩化ニッケル(II)・六水和物)

魚類(メダカ) NOEC=1.1mg/L (環境省生態影響試験, 2006)

残留性・分解性

残留性・分解性データなし

生体蓄積性

生体蓄積性データなし

土壌中の移動性

土壌中の移動性データなし

他の有害影響

オゾン層への有害性データなし

13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

廃棄物の処理方法

環境への放出を避けること。

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行なって危険有害性のレベルを低い状態にする。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行なっている場合には、そこに委託して処理する。

汚染容器及び包装

容器は清浄して関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する事。

14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類

国連番号またはID番号 : 3288

正式輸送名 :

その他の毒性固体、無機物、N.O.S.

分類または区分 : 6.1

容器等級 : I

指針番号: 151

特別規定番号 : 274

環境有害性

海洋汚染物質(該当/非該当) : 非該当

国内規制がある場合の規制情報

船舶安全法

毒物類 毒物 分類6 区分6.1

航空法

毒物類 毒物 分類6 区分6.1

15. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則/法令

毒物及び劇物取締法

毒物及び劇物取締法に該当しない。

労働安全衛生法

特化則 特定化学物質 第2類 管理第2類

塩化ニッケル(II)・六水和物

有機則に該当しない

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

名称表示危険/有害物

塩化ニッケル(II)・六水和物

名称通知危険/有害物

塩化ニッケル(II)・六水和物

皮膚等障害化学物質 (規則第594条の2)

塩化ニッケル(II)・六水和物

化学物質管理促進(PRTR)法

特定第1種指定化学物質

ニッケル化合物(ニッケルとして)(24%)

消防法に該当しない。

化審法

優先評価化学物質

塩化ニッケル(II)・六水和物

大気汚染防止法

有害大気汚染物質/優先取組

塩化ニッケル(II)・六水和物

水質汚濁防止法

指定物質

塩化ニッケル(II)・六水和物

法令番号 45

適用法規情報

労働基準法: 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

輸出貿易管理令

16. その他の情報

参考文献及び情報源

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, UN

Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 22nd edit., 2021 UN

2020 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK (US DOT)

2024 TLVs and BEIs. (ACGIH)

JIS Z 7252 : 2019

JIS Z 7253 : 2019

2023 許容濃度等の勧告 (日本産業衛生学会)

Supplier's data/information

化学品安全データ管理システム "GHS Assistant" Version 4.27 (<https://www.asahi-ghs.com/>)

責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取

扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。
ここに記載されたデータは最新の知識及び経験に基づいたものです。安全性データシートの目的は当該製品を安全に取り扱って頂くための情報を提供するものです。ここに記載されたデータは製品の性能について何ら保証するものではありません。
ここに記載したGHS分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データです。